

会費は15日まで、遅くても、25日まで

見附民商会報

見附民主商工会
見附市本町1-2-35
くろさかやビル3F
平成30年12月17日
第1435号

班長学習会開催

12月7日

民商事務所

当口5時半から、班長学習会テキスト

「である」を「やんこ」で民商へ」「班・支部活

動の手引き」の他、「全商連総会方針」「全

商連常任理事会資料」の読み合わせをし、



見附民商11月の活動を振り返り今後の活動を話し合いました。その後、『ゆるりや』に移動し、学習した内容を討議しながら懇親会(忘年会)をおこない、今後の民商の在り方について様々な意見を交換しました。懇親会には、この10月に当選された日本共産党・高橋市議(4期)と馬場哲二市議(新)にもおいでいただきました。会員の皆さんも民商にご要望がございましたら、いつでも事務局の方へご連絡ください。

詐欺はかきにご注意!

最近、民商会員の奥様あてに左記のがきが届きました。これは裁判所を装った明らかな詐欺グループの犯行です。このような知らせが届いたら、決して電話してはいけません。不安がありましたら民商へご相談を。この春にも、全く同じ文面のがきが別の会員(女性)あてに届いており、このたびのがきは、管理番号、期日、差出人名、住所、電話番号が微妙に変えられています。

必ず詳細な内容を修正しました

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願いいたします。裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年12月12日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00 (日・祝日を除く)

商工新聞年内最終号・新年号について

12月24日号は(31日号と合併)は12月19日(水)よりお届けします。新年特別号(1月7日号)は12月25日(月)より1月の当番へお届けします。よろしくお願いたします。

記帳学習会のご案内12月21日(金)

今年あこわすか。年末のまとめに入ります。

☆パソコン記帳学習会 10時~ パソコン

エクスセル弥生会計が入った物、ことしの伝票類、預金通帳等

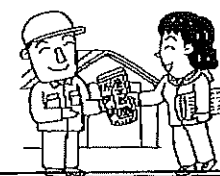
☆手書き記帳学習会13時~ 今年の伝票類、預金通帳等

みんなが先生、みんなが生徒です。一緒に学習しましょう



仲間を(会員・商工新聞読者)増やしましょう

いつも行くお店、最近開店した商店、または経営に関する悩みの相談を受けた方ご親戚、ご近所などに民商をすすめてみませんか。そして、ワンコインで様々な商売の情報が満載!の商工新聞もお気軽に。起業を目指している方、新しい販路、新製品の開発を目指している方にとってのいい内容。1ヶ月無料お試し購読もOKです!事務局にも情報を。



青旗開きのご案内 持ち込み・余興大歓迎!

新春1月4日(金)5時~

民商事務所 会費無料!

新しい気持ちで新年のスタートをしましょう!

民商は異業種交流ができるところ。様々な業界の方と話し合い、ネットワークを広げてみませんか?きっと新発見が!



配偶者特別控除の範囲が広がりました

※本人の所得が90万円以下で、配偶者が70歳未満の場合

配偶者の所得	控除額
85万超	90万円以下
90万超	95万円以下
95万超	100万円以下
100万超	105万円以下
105万超	110万円以下
110万超	115万円以下
115万超	120万円以下
120万超	125万円(誤) ↓ 123万円(正) 以下
120万超	3万

配偶者控除
所得38万円以下→38万円
配偶者特別控除
所得38万円超~85万円以下→38万円



※ →先週、先々週号の数字間違っていました

事務所が留守になります

12月18日(火)11時~ 1・2人事務局会議(柏崎)
12月19日(水)10時~10時半(前後5分)スタンディング(本町第四前)